

たかやま労基署だより(R2.12)

高山労働基準監督署

令和2年の労働災害発生状況について(11月末現在)

主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	令和2年		平成31 (令和元) 年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
	件数	(死亡者数)	件数	(死亡者数)	件数	(死亡者数)	増減数	(増減率)	
全産業	109	(2)	140	(4)	161	(4)	-31	(2)	-22.1%
製造業	28		33		41	(1)	-5		-15.2%
建設業	21	(1)	27		29	(1)	-6	(1)	-22.2%
運送業	7		10		12		-3		-30.0%
林業	7	(1)	12		23		-5	(1)	-41.7%
小売業	8		15		10	(1)	-7		-46.7%
社福祉	4		9		9		-5		-55.6%
旅館業	7		11		10		-4		-36.4%
その他	27		23		27	(1)	4		17.4%

特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

令和2年12月21日から、岐阜県内の3件の特定(産業別)最低賃金が改定されます。内容は下表のとおりです。

件名	変更点
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額886円→887円
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	時間額930円→932円
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	時間額970円→971円

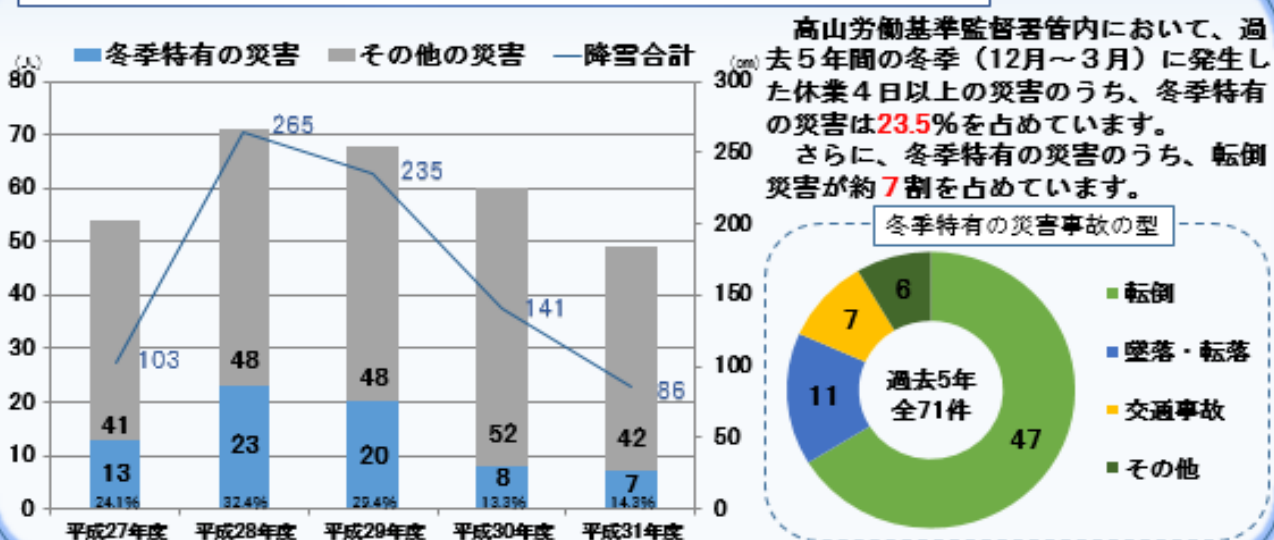
剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(R2.10.19基安化発1019第2号)

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。剥離剤を使用する場合は以下の対策を講じるようにしてください。

- ① 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル・SDSの確認を行い、SDSを入手できない製品の使用は避けること。
- ② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施すること。
- ③ SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして保護具を使用すること。

令和2年度 STOP!冬季労働災害プロジェクト

降雪量と冬季期間(12月～3月)の労働災害発生状況



情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について(R2.11.19基発1119第2号)

労働安全衛生法の規定により、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施する必要がありますが、情報通信機器を用いた面接指導を実施する場合、以下の事項に注意してください。

- ① 医師に対し、面接指導を受ける労働者の業務内容や作業環境、労働時間等の情報を提供すること。
- ② 面接指導に用いる情報通信機器について、医師と労働者双方の表情等が確認でき、通信が常時安定かつ円滑であり、セキュリティが確保され、また機器の操作が容易であること。
- ③ 面接指導に情報通信機器を使用することを事前に関係労働者に周知すること、また労働者のプライバシーに配慮していること。
- ④ 医師が緊急対応を要する兆候等を把握した場合の緊急時対応体制が整備されていること。